

第1章 計画策定の目的

1 策定の主旨

近年、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、外食や惣菜の利用など食生活をめぐる環境も多様化していく中で、日々の「食」の大切さに対する意識が希薄になり、望ましい食生活が失われつつあります。朝食の欠食、栄養の偏り、不規則な食事、運動不足などによる肥満や生活習慣病の増加、一方で過度のやせ志向などの問題を招いています。家族そろっての食事や「食」の生産に触れる機会の減少等により、「食」を楽しみ、「食」を大切にすることをはぐくむことが難しくなっています。

このような中で、国においては食育に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本を定めました。そうすることで、食育に関する施策を総合的かつ計画的に、国民運動として展開・推進し、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現をめざしています。

大和郡山市においては、市民一人ひとりが食に興味を持って楽しみ、望ましい食習慣を身に付け、食の恵みに感謝し、食を通じて人と人との交流を深めることができるような取り組みをめざし、その理念と基本的な方向性を示す「大和郡山市食育推進計画」を定めます。

《コラム1》「食育」について

食育とは、『自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を、いろいろな経験を通じて、楽しく身に付けるための学習等の取り組み』を指します。この目的は、国民一人ひとりが、豊かな人間性をはぐくみ、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などを図るためです。

あらゆる世代の国民に必要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものです。

(食育基本法での位置づけ)

生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの

(国や奈良県の動き)

平成17年7月 「食育基本法」の施行(国)

平成18年3月 「食育推進基本計画」の作成(国)

平成19年3月 「奈良県食育推進計画」の策定(奈良県)

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく、市町村食育推進計画であり、食育の推進に関する施策を示したものです。

なお、本計画は「大和郡山市総合計画」や「奈良県食育推進計画」を上位計画とし、その他、「大和郡山市次世代育成支援行動計画」「大和郡山すこやか21計画」など各種計画と調和を図りながら実施するものです。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成20年度から平成23年度までの4年間とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

《コラム2》各計画について

◆「大和郡山市総合計画」◆

本市のまちづくりを進める上での最も基本となる計画です。これに期待される役割は、行政としての計画だけではなく、市民や企業など様々な主体が将来像を共有し、何をすべきかを考えるきっかけとなる「まちづくりの指針」です。

[計画期間] 平成18～27年度（現在、第3次総合計画）

◆「大和郡山市次世代育成支援行動計画」◆

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的とした計画です。

[計画期間] 平成17～21年度

◆「大和郡山すこやか21計画」◆

21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」や「健やか親子21」をうけた健康づくりの計画です。

この計画がめざすのは、「みんながいきいきと安心して暮らせるまち」です。

[計画期間] 平成16～23年度



大和郡山すこやか21計画
マスコットキャラクター
「すこやかちゃん」